

パブリックコメント後 改訂案

基本点数 （保護者一人につき、下記のいずれか一つのみ該当）

要 件 類 型				保 護 者 の 常 態	点 数	
					父	母
A	居宅外労働	主に通勤を伴う ①被雇用者（雇用形態を問わない） ②自営業者		1 週 35 時間以上	50	50
				1 週 30 時間以上	45	45
				1 週 25 時間以上	40	40
				1 週 16 時間以上	35	35
B	居宅内労働	主に居宅を職場とする ①被雇用者（同上） ②自営業者（就労時間の規定がある場合のみ）		1 週 35 時間以上	45	45
				1 週 30 時間以上	40	40
				1 週 25 時間以上	35	35
				1 週 16 時間以上	30	30
		内職		1 週 16 時間以上	20	20
C	内定	就労内定（居宅内での就労内定は 5 点減点）		1 週 35 時間以上	35	35
				1 週 30 時間以上	30	30
				1 週 25 時間以上	25	25
				1 週 16 時間以上	20	20
D	求職中		入所後週 16 時間以上の求職活動、開業準備をする場合	10	10	
E	出産		出産のため保育にあたれない場合		35	
F	保護者の 疾病、 障がい	入院・自宅療養		入院（1 月以上）、常時臥床	50	50
		通院		通院・加療で常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合	30	30
				通院・加療で保育が必要な場合	10	10
		心身障がい	重度	身体障害者手帳（1・2 級）、療育手帳（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳（1・2 級）の交付を受けていて、保育が常時必要な場合	50	50
			中度	身体障害者手帳（3・4 級）、療育手帳（B1・B2）、精神障害者保健福祉手帳（3 級）の交付を受けていて、保育が必要な場合	45	45
G	介護・看護	入院		介護又は看護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	35~50	35~50
		自宅		介護又は看護に要する時間を基に、居宅内労働の基準を準用	30~45	30~45
H	就学			就職に必要な技能習得のために月に 64 時間以上職業訓練校、専門学校、大学等に通っている場合	20	20
I	災害復旧			災害の復旧に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	35~50	35~50

調整点数

分 類			家 庭 の 状 況	点 数
ア	就労状況	1	産休・育休明けの復職	10
		2	法定の育休期間中に育休を取らずに既に復職している場合（0,1 歳児クラスまで）	10
		3	保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で、1日6時間以上かつ月 20 日以上保育業務に従事（内定）している場合	20
		4	保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で、月 64 時間以上保育業務に従事（内定）している場合	10
		5	親族が経営する事業所で就労している場合	△10
イ	世帯状況	6	ひとり親家庭	90
		7	生活保護世帯	10
		8	保護者のどちらかが長期入院や単身赴任等で昼夜問わずに不在が6月以上見込まれる場合	1
		9	65 歳未満の保育可能な直系尊属（祖父母等）と同居している場合	△20
		10	市外居住者（転入が確定している者、市内認可保育施設等に就労（内定）している者を除く）	△100
ウ	きょうだいの状況	11	既に同じ保育施設にきょうだいが入所している場合	10
		12	きょうだい同時に同一の保育施設に申し込む場合	11
		13	きょうだいが別園に在園していて、どちらか一方の保育施設にそろえるための転園	30
		14	多胎児（双子や三つ子など）が同一の保育施設に同時に申し込む場合	1
		15	同居の小学校第3学年までの児童が3人以上の世帯（申し込み児童含む）	1
エ	施設の利用状況	16	小規模保育施設・家庭的保育施設の卒園児	20
		17	市内認可保育施設を希望したが入所できず、市が定める就労・疾病要件等で、認可外保育施設を週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上かつ週 16 時間以上利用している場合（市外在住者を除く）	1
		18	転入者が市内認可保育施設を希望したが入所できず、かつ、転入前の保育施設等に引き続き入所している場合	5
		19	育児休業に伴う入園継続制度を利用可能な児童が、当該制度を利用せずに、産後休暇期間終了日が属する月の月末までに退園し、復職のためにきょうだい同時に同じ認可保育施設の利用を希望した場合	30
オ	その他	20	子どもが障がいの有する場合（集団保育が可能な場合に限る）	5
		21	在園、卒園児にかかわらず3か月以上の保育料・副食費の滞納がある場合	△50
		22	内定を辞退したことがある（本来入所すべき日が属する年度及びその翌年度が対象）	△10

* 児童虐待の恐れがあるなど、児童相談所等により児童福祉の観点から明らかに保育の必要性が認められる場合は、個別判断とする。